

藤沢市特別会計条例の一部改正について
藤沢市特別会計条例の一部を次のように改正する。

2016年（平成28年）2月26日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市特別会計条例の一部を改正する条例
藤沢市特別会計条例（昭和39年藤沢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第3条を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市営平塚競輪事業の廃止に伴う清算事務が平成27年度をもって終了することにより、藤沢市競輪事業費特別会計を廃止する必要がある。